◇性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二三六号）（法務省）

1　関係政令の整備

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六七号）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第七条関係）

2　施行期日

この政令は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令（政令第二三七号）（内閣府本府）

1　位置情報記録・送信装置は、衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録として記録し、又は送信する機能を有する装置をいうこととした。（第一条関係）

2　位置情報の取得方法は、次に掲げる方法とすることとした。（第二条関係）

㈠　位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法

㈡　位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法

㈢　位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法

3　被害者の移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為は、次に掲げる行為とすることとした。（第三条関係）

㈠　被害者の所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。

㈡　位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。

㈢　被害者の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている自動車等に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書（条約第三号）（外務省）

この議定書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成六年条約第一五号。以下「世界貿易機関協定」という。）を改正し、世界貿易機関協定の附属書一Ａに違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下「ＩＵＵ漁業」という。）に寄与する補助金の禁止等について定める漁業補助金に関する協定（以下「漁業補助金協定」という。）を追加すること等を内容とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　世界貿易機関協定附属書一Ａについては、補助金及び相殺措置に関する協定の次にこの議定書の附属書に規定する漁業補助金協定を加える。この議定書は、世界貿易機関協定第一〇条３の規定に従って効力を生ずる。（本文関係）

2　漁業補助金協定は、補助金及び相殺措置に関する協定1.1に規定する補助金であって、同協定第二条に規定する特定性を有するもののうち、海洋における野生の捕獲漁業及び海上における漁獲関連活動に対して交付されるものについて適用することを規定している。（第一条関係）

3　「魚類」、「漁獲」、「漁獲関連活動」、「船舶」及び「運航者」の用語の定義について規定している。（第二条関係）

4　いかなる加盟国も、ＩＵＵ漁業等に従事する船舶又は運航者に対する補助金を交付し、又は維持してはならないこと、船舶又は運航者は、沿岸国である加盟国、旗国である加盟国又は関連する地域漁業管理機関の決定によりＩＵＵ漁業に従事しているものとすること等を規定している。（第三条関係）

5　いかなる加盟国も、濫獲された資源に関する漁獲等に対する補助金を交付し、又は維持してはならないこと、沿岸国である加盟国又は関連する地域漁業管理機関が魚類資源が濫獲されていると認める場合には当該魚類資源は濫獲されているものとすること、加盟国は、生物学的に持続可能な水準に資源を回復させるために濫獲された資源に関する漁獲等に対する補助金又はその他の措置を実施する場合には当該補助金を交付し、又は維持することができること等を規定している。（第四条関係）

6　いかなる加盟国も、沿岸国の管轄の外かつ関連する地域漁業管理機関の権限の外で行われる漁獲等に対する補助金を交付し、又は維持してはならないこと並びに加盟国は、当該加盟国の旗を掲げていない船舶に対する補助金又は状態が不明である資源に関する漁獲等に対する補助金を交付する場合には特別の注意を払い、及び妥当な自制を行うことを規定している。（第五条関係）

7　加盟国は、後発開発途上加盟国に係る問題を提起することについて妥当な自制を行うものとし、解決を検討する場合において当該後発開発途上加盟国の個別の事情があるときは、これを考慮することを規定している。（第六条関係）

8　漁業補助金協定に基づく規律の実施のために提供される開発途上加盟国に対する技術援助及び能力の開発に関する援助を支援するため、関連する国際機関と協力して、世界貿易機関の任意の資金供与の仕組みを設置すること等を規定している。（第七条関係）

9　加盟国は、補助金が交付される漁獲活動の種類の情報、ＩＵＵ漁業に従事したと決定した船舶及び運航者の一覧表、漁業補助金協定の実施及び運用を確保するための措置、漁業補助金協定に関連を有する自国の漁業に関する制度の概要、自国が参加国である地域漁業管理機関に関する情報等を通報又は提供することを規定している。また、加盟国は、これらの通報及び情報に関する追加の情報を当該通報を行う加盟国に要請することができること等を規定している。（第八条関係）

10　各加盟国の代表で構成する漁業補助金に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置することを規定している。また、委員会は、議長を選出するものとし、少なくとも年二回会合すること、少なくとも二年ごとに、第三条、第八条及び第九条の規定に従って提供された全ての情報を検討すること、毎年漁業補助金協定の実施及び運用について検討すること等を規定している。（第九条関係）

11　漁業補助金協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される一九九四年のガット第二二条及び第二三条の規定は、漁業補助金協定に係る協議及び紛争解決について準用すること並びに補助金及び相殺措置に関する協定第四条の規定は、第三条から第五条までの規定に係る協議及び紛争解決について適用することを規定している。（第一〇条関係）

12　第三条及び第四条に規定する場合を除くほか、漁業補助金協定のいかなる規定も、一定の要件を満たすことを条件に、災害に係る救済のための補助金を交付することを妨げるものではないことを規定している。また、漁業補助金協定は、領土に関する主張又は海洋の境界画定に関して法的な影響を及ぼすものではないこと及び第一〇条の規定に従って設置される小委員会は、領土又は海洋の境界画定に関する主張に基づいて認定を行うことを当該小委員会に要求する主張については、認定を行わないこと等を規定している。（第一一条関係）

13　漁業補助金協定が効力を生じてから四年以内に包括的な規律が採択されない場合には、一般理事会が別段の決定を行わない限り、漁業補助金協定は直ちに終了することを規定している。（第一二条関係）